

平成19年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

■問い合わせ先
総務課（内線2355）

実質公債費比率は14.6%、基準を下回りの財政状況は健全

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律に基づき地方公共団体は、平成19年度決算から毎年度、実質的な赤字や地方公社等を含めた実質的な将来負担等に係る指標（健全化判断比率）と、企業会計等の実質的な資金不足に係る指標（資金不足比率）を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが義務づけられました。

本市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）は、市町村などの財政破たんを未然に防止するため、財政の健全性に関する比率の審査及び公表を義務づけ、比率が悪化した団体に早期に健全化を促すための法律です。

今までの再生制度は、主に一般会計の収支（赤字）比率のみが再建団体の基準とされて

ていることなどの課題があり、これらを改善するため、財政健全化法では、一般会計のほか特別会計、企業会計、地方公社など、市の財政に影響を及ぼす全ての会計を対象に四つの指標により健全度を示すとともに、「財政の早期健全化」「財政の再生」の2段階の手續きにより、財政の健全化を図ることを目的としています。

また、企業会計等については、経営状況の悪化を防止するため、「経営の健全化」の基準も設けています。



羽島市の財政状況を赤字や借金の割合から判断します。基準値を下回ってれば財政は健全といえます。

健全化判断比率・資金不足比率とは

健全化判断比率とは、①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の四つの財政指標の総称です。

①実質赤字比率 一般会計等の実質収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示します。

②連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計の実質収支の赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する割合を示します。

③実質公債費比率 一般会計が負担する公債費や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等について、標準財政規模に対する割合を示します。

④将来負担比率 地方債残高等の将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合を示します。

の事業の規模に対する割合を示します。

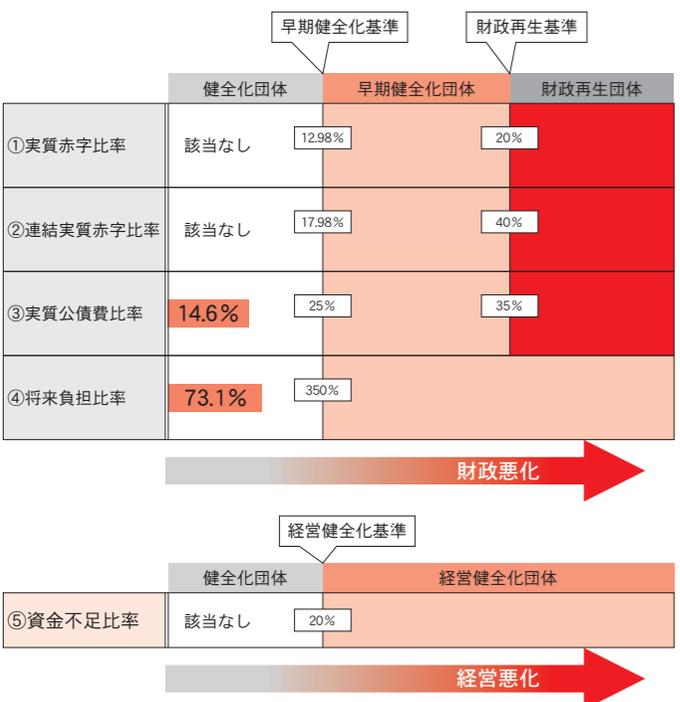
基準を超えてしまった場合は

(1)早期健全化基準 早期の是正を促すために設定された財政状況の注意範囲を示す基準であり、健全化判断比率（①実質赤字比率③実質公債費比率）のうち、一つでもこの基準を超えた場合は、議会の議決を経て、財政を立て直すための「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

(2)財政再生基準 財政状況の危険範囲を示す基準であり、健全化判断比率（①実質赤字比率③実質公債費比率）のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政破綻状態にあり、議会の議決を経て、「財政再生計画」を策定し、国の関与のもとで市の再生作業に着手することになります。

(3)経営健全化基準 公営企業ごとの財政状況の注意範囲を示す基準であり、資金不足比率が20%を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

羽島市の健全化判断比率・資金不足比率のイメージ図(平成19年度)



健全化判断比率の状況(平成19年度) (単位:%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化判断比率	-	-	14.6	73.1
早期健全化基準	12.98	17.98	25	350
財政再生基準	20	40	35	

※赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

資金不足比率の状況(平成19年度) (単位:%)

	簡易水道事業特別会計	下水道事業特別会計	病院事業会計	上水道事業会計
⑤資金不足比率	-	-	-	-
経営健全化基準	20			

※資金不足額がないため資金不足比率は「-」と表示しています。

羽島市は健全な財政状況を維持しています!



19年度決算における算定の結果

今回の健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準及び財政再生基準等をすべて下回っており、財政健全化法上は、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

今後、経費の削減、借入額の抑制に努め、将来負担の軽減に取り組んでいきます。